

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第923号)

平成23年2月10日

横 情 審 答 申 第 923 号

平 成 23 年 2 月 10 日

横浜市長 林 文 子 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 三 辺 夏 雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づ
く諮問について（答申）

平成20年8月14日神保年第634号による次の諮問について、別紙のとおり答申しま
す。

「平成18年度神保年第1651号行政文書の開示請求に関する非開示決定に対する異議
申立てについて（諮問）」の開示決定に対する異議申立てについての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「平成18年度神保年第1651号行政文書の開示請求に関する非開示決定に対する異議申立てについて（諮問）」を特定し、開示とした決定は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件は、「過去10年間の全実施機関の異ギ申立を受けてから諮問する迄の日時のわかる、文書のすべて」の開示請求（以下「本件請求」という。）に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が「平成18年度神保年第1651号行政文書の開示請求に関する非開示決定に対する異議申立てについて（諮問）」（以下「本件申立文書」という。）について、平成20年5月29日付で開示決定（以下「本件処分」という。）を行ったことに対し、異議申立てがなされたものである。

3 実施機関の処分理由説明要旨

実施機関が、本件請求に対し本件申立文書を特定し、本件処分を行った理由は、次のように要約される。

開示請求書の記載から「日時のわかる」文書を特定して開示した。その後、本件申立文書以外にも特定すべき文書があったので、「異議申立書」を追加で特定して、非開示決定をしている。このほかに請求対象文書はない。

本件申立文書の閲覧については、平成20年特定月日特定時分から市民情報センターにおいて、直接、異議申立人（以下「申立人」という。）の閲覧に供しており、同日特定時分に終了している。これは、申立人が自らの意思で終了させたものであり、申立人が主張するような閲覧拒否を実施機関が行った事実はない。

なお、申立人からは、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第16条第3項による再開示の請求も受けていない。また、申立人の異議申立書にある「開示文書の内容は言わない」等の記述については、いついかなる場においてのことなのか不明である。

4 申立人の本件処分に対する意見

申立人が、異議申立書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 閲覧請求書が指定する文書のすべてを開示せよ。

- (2) 開示決定通知をしておきながら、閲覧を拒否し、かつ、同通知書が特定した請求対象文書が何であるか云えないと、開示対象文書を云わない。その理由は、組織のルールだと支離滅裂で不可解な情報公開を拒否する。
- (3) 処分理由説明書を受けて、その他の異議理由を述べる。

5 審査会の判断

(1) 本件申立文書について

本件請求は、開示請求書に「過去10年間の全実施機関の異ギ申立を受けてから諮問する迄の日時のわかる、文書のすべて」と記載して別添に示す全実施機関に対してなされたものである。本件請求を受け付けた市民活力推進局市民情報室（本件請求当時。現在の市民局市民情報室）に確認したところ、請求に当たって申立人からは開示請求書の記載以上に請求趣旨についての説明が得られなかったとのことであり、結果として各実施機関は、その保有する文書のうち請求趣旨に合致すると判断した文書をそれぞれ特定して開示等の決定を行っている。当審査会で決定を行った担当課ごとに特定された文書を見分したところ、多くの課等では異議申立てを受けた後に当審査会に諮問を行うことを決定した起案文書（横浜市公文書公開審査会（条例附則第2項により廃止された横浜市公文書の公開等に関する条例（昭和62年12月横浜市条例第52号）第16条第1項に規定する横浜市公文書公開審査会をいう。）への諮問に係るものを含む。以下同じ。）を特定しているが、それ以外の文書を特定した課等も少なからずあり、また、特定した文書も多岐にわたっていることが認められた。

本件処分において実施機関が特定した文書は、平成19年に実施機関の神奈川区役所保険年金課が所管課として当審査会に諮問した案件（以下「対象案件」という。）に係る諮問書の写しである。

(2) 本件異議申立ての趣旨について

ア 前記(1)のとおり、本件請求時に申立人からは開示請求書の記載以上に請求趣旨についての説明が得られなかったことを踏まえると、当審査会としては開示請求書の記載から、本件請求の対象行政文書は、請求日以前の10年間（以下「対象期間」という。）に開示請求等に係る実施機関の決定に対して不服申立てがなされて当審査会に諮問された案件について、当該不服申立て及び諮問の年月日が記載された文書であると解することが適当と判断した。

イ 次に、申立人は、異議申立ての趣旨として「閲覧請求書が指定する文書の全て

を開示せよ」と記載している。本件処分が全部開示決定であることと併せて考えると、本件異議申立ての趣旨は、実施機関が本件申立文書以外に本件請求の対象行政文書を保有しているはずであるとして、当該文書の開示を求めるものと善解することができる、当審査会としてもそのように解して以下検討する。

(3) 本件申立文書の特定について

ア 当審査会で調査したところ、対象期間中に実施機関の神奈川県神奈川区役所保険年金課が所管課となって当審査会に諮問した案件は対象案件のみであった。また、本件請求に対して実施機関の神奈川県神奈川区役所保険年金課は、本件処分のほかにも市民情報室から対象案件に係る異議申立書の送付を受けた際の送付書を特定して一部開示決定を行っており、さらに、本件異議申立て後に、対象案件に係る異議申立書を追加して特定した上で非開示決定を行っていることが認められる。

イ このように実施機関は、本件請求に対して、対象案件に係る不服申立て及び諮問の年月日が記載された文書として異議申立書や諮問書の写しを含めて特定しているといえる。当審査会では、実施機関が本件申立文書及び前記アに示した文書以外に対象案件に係る行政文書を保有しているか否かについて、念のため事務局をして確認させたが、これらの文書以外に請求対象文書として特定すべき文書は見当たらなかった。したがって、本件申立文書以外に請求対象文書を保有していないとする実施機関の説明に不合理な点は認められない。

(4) 結論

以上のとおり、実施機関が本件請求に対し、本件申立文書を特定し、開示とした決定は、妥当である。

(制度運用調査部会)

委員 三辺夏雄、委員 金子正史、委員 藤原静雄

別添 全実施機関の内訳

	実施機関
1	横浜市長
2	横浜市会議長
3	横浜市水道事業管理者
4	横浜市交通事業管理者
5	横浜市病院事業管理者
6	横浜市教育委員会
7	横浜市選挙管理委員会
8	横浜市鶴見区選挙管理委員会
9	横浜市神奈川区選挙管理委員会
10	横浜市西区選挙管理委員会
11	横浜市中区選挙管理委員会
12	横浜市南区選挙管理委員会
13	横浜市港南区選挙管理委員会
14	横浜市保土ヶ谷区選挙管理委員会
15	横浜市旭区選挙管理委員会
16	横浜市磯子区選挙管理委員会
17	横浜市金沢区選挙管理委員会
18	横浜市港北区選挙管理委員会
19	横浜市緑区選挙管理委員会
20	横浜市青葉区選挙管理委員会
21	横浜市都筑区選挙管理委員会
22	横浜市戸塚区選挙管理委員会
23	横浜市栄区選挙管理委員会
24	横浜市泉区選挙管理委員会
25	横浜市瀬谷区選挙管理委員会
26	横浜市人事委員会
27	横浜市監査委員
28	横浜市中央農業委員会
29	横浜市南西部農業委員会
30	横浜市固定資産評価審査委員会
31	公立大学法人横浜市立大学

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成 20 年 8 月 14 日	・実施機関から諮問書及び処分理由説明書を受理
平成 20 年 8 月 22 日 (第 64 回 第 三 部 会) 平成 20 年 8 月 26 日 (第 132 回 第 二 部 会) 平成 20 年 8 月 28 日 (第 130 回 第 一 部 会)	・諮問の報告
平成 20 年 9 月 11 日 (第 131 回 第 一 部 会)	・審議
平成 22 年 3 月 25 日 (第 163 回 第 一 部 会)	・審議
平成 22 年 4 月 27 日 (第16回制度運用調査部会)	・審議
平成 22 年 5 月 24 日 (第17回制度運用調査部会)	・審議
平成 22 年 6 月 21 日 (第18回制度運用調査部会)	・審議
平成 22 年 9 月 3 日 (第19回制度運用調査部会)	・審議
平成 22 年 10 月 18 日 (第20回制度運用調査部会)	・審議
平成 22 年 11 月 29 日 (第21回制度運用調査部会)	・審議